

年度	16	19	23	27
税目				
鉦 区 税				
狩 猟 税	狩猟者登録税、入猟税を、狩猟税に改める 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円 ② 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円 ③ 第二種銃猟免許を受ける者 5,500円 放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の4分の1	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割する。 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 8,200円 ② 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円 放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録 ①②の税率の4分の1	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩猟税の税率 各税率の2分の1	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率について、2分の1軽減から課税免除へ特例措置が拡大された。 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税の税率の特例措置(課税免除)が創設された。 許可捕獲等の許可を受け行った者又は許可捕獲等の従事者に係る狩猟税の税率の特例措置(各税率の2分の1)が創設された。